

# 第 1 5 7 回鳥取県都市計画審議会 議案概要

(審議会開催年月日 R1.8.23)

議案 1 羽合都市計画道路の変更について

議案 2 倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画、三朝都市計画及び北条都市計画下水道の変更について

議案 3 倉吉都市計画道路の変更について

議案 番号	議案名	案 件	主 な 内 容
1	羽合都市計画道路の変更について	都市計画道路 3・6・1号 倉吉羽合線の新規決定	<p>本路線は、湯梨浜町田後地内の一般国道 179号の倉吉市行政界を起点とし、同町はわい長瀬地内の 1・3・1号羽合泊線のはわい IC に接続する幹線道路である。現道の慢性的な交通渋滞の緩和と多発する交通事故への対策として、通過交通を分散する新たな道路網を構築するため、今回新規路線として都市計画決定するもの。</p> <p>羽合都市計画道路 3・6・1号 倉吉羽合線</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>延 長：2,660m                      起終点：(起点)湯梨浜町田後                      (終点)同町はわい長瀬                      幅 員：11.0m                      車線数：2車線</p> </div> <p>なお、現決定路線の 3・3・1号 倉吉羽合線は廃止し、上記路線として改めて都市計画決定する。</p>
2	倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画、三朝都市計画及び北条都市計画下水道の変更について	天神川流域下水道 天神浄化センターの変更	<p>天神川流域下水道の処理施設の内、天神浄化センターについて、羽合都市計画道路 3・6・1号 倉吉羽合線の新規都市計画決定にともない、区域を変更するもの。</p> <p><b>【変更箇所】</b>                      天神浄化センターのうち、敷地面積                      変更後：約 125,400㎡                      (変更前：約 128,800㎡)</p>
3	倉吉都市計画道路の変更について	都市計画道路 3・6・12号 湯の関線の一部廃止	<p>都市計画決定から長期間を経ても路線の一部又は全部が未整備である都市計画道路において、路線の担う機能の変化や当該道路の交通の状況等を踏まえ、当該未整備区間の都市計画を廃止するもの。</p> <p>3・6・12号湯の関線</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>路線の一部を廃止 (県道部分の廃止)                      延 長：約 630m (県道部分 170m + 市道部分 460m)                      起終点：倉吉市関金町関金宿                      幅 員：12m</p> </div> <p>※市道部分は倉吉市が今年度中に廃止予定</p>